

放送大学学園法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、放送大学の設置及び運営に関し必要な事項を定め、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とすること。

二 定義

この法律において「放送大学」とは、放送大学学園が設置する大学を、「放送等」とは、放送及び放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務をいうものとする。

第二 放送大学学園

一 目的

放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法第三条に規定する学校法人をいう。）とすること。

二 業務

放送大学学園は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 放送大学を設置し、これを運営すること。
- 2 放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。
- 3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 役員の欠格条項

国家公務員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）等、放送大学学園の役員となることができない者を定めること。

四 補助金

国は、予算の範囲内において、放送大学学園の業務に要する経費について補助することができるものとする。

五 事業計画等

1 放送大学学園は、事業計画、借入金及び重要な財産の譲渡等に関し、主務大臣の認可を受けなければ

ばならないものとする。

2 放送大学学園は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならぬものとする。

六 私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例

放送大学学園の職員に係る私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例を定めること。

第三 雑則

一 解散等

放送大学学園の解散等につき所要の規定を定めること。

二 残余財産の帰属の特例

放送大学学園が解散した場合の残余財産の帰属について所要の規定を定めること。

三 教育基本法の準用

教育基本法第九条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用するものとする。

第四 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

第五 附則

- 一 この法律は、附則の一部を除き、平成十五年十月一日から施行すること。
- 二 放送大学学園の設立に関し、所要の規定を定めること。
- 三 この法律の施行の際現に存する放送大学学園は、この法律の規定による放送大学学園の成立の時に
いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、国が承継する資産を除き、放
送大学学園が承継すること等、承継に関する所要の規定を設けること。
- 四 その他所要の経過措置を設けること。
- 五 学校教育法その他の関係法律について所要の整備を行うこと。